

平成26年4月から

ご注意ください

ペースメーカーや人工関節等を

入れた方に対する

身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む

◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）

平成26年3月まで

平成26年4月から

一律1級に認定

1級、3級、4級のいずれかに認定※3

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定（裏面参照）

◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

平成26年4月から

【股関節・膝関節】
一律4級に認定

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※4

【足関節】
一律5級に認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※4

※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、
同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）

ペースメーカー等の具体的な判断基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）※¹でペースメーカー等を体内に入れた方
- ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）※¹でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ※²未満の方

3 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

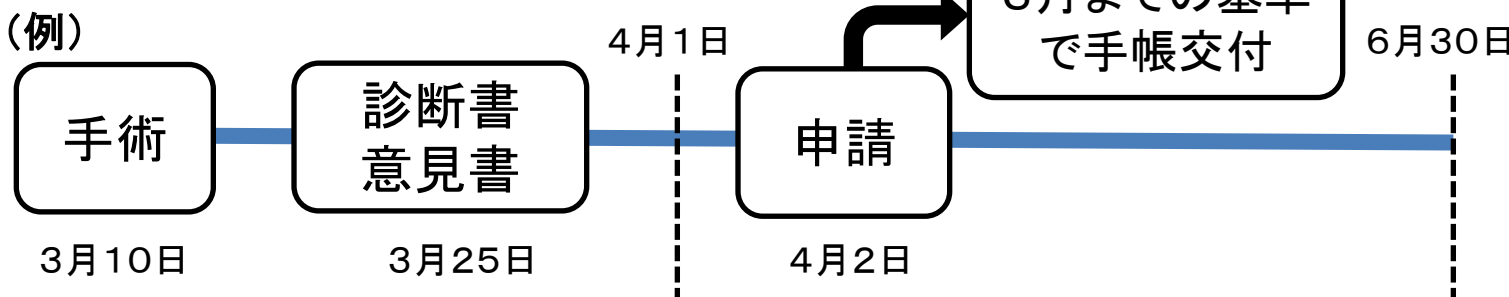
※¹ 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※² 身体活動能力を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

- なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。
- 再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。
- 体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。
- 先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により体内に入れた方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
岐阜県身体障害者更生相談所
電話 058-231-9715